

若狭町告示第6号

若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若狭町におけるふるさと納税を活用した地域資源のPR及び地域経済の活性化を図るため、ふるさと納税返礼品提供事業者が行うふるさと納税返礼品の魅力発信に要する経費等に対し、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、若狭町補助金等交付規則（平成17年規則第32号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ふるさと納税返礼品

町から承認を受けた若狭町ふるさと応援寄附金の返礼品をいう。主として町内で生産された原材料を加工したもの又は町内で製造し、若しくは加工した商品であって、本町の魅力の発信に資するものとして町長が認め、かつ、総務省が定めるふるさと納税に係る返礼品の基準を満たすものであること。

(2) ふるさと納税返礼品提供事業者

ふるさと納税返礼品を寄附者に提供することができる事業者をいう。ただし、若狭町ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）返礼品提供事業者募集要項に基づき参加する事業者であって、本町の承認を受けた事業者であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者等（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町のふるさと納税返礼品を開発する町内協力事業者となる見込みがある者であって、町内に事業所（事務所）を有すること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) この要綱以外の制度により補助金等の交付を受けている、又は受ける見込み

がある者でないこと。

(補助金の交付)

第4条 若狭町長（以下「町長」という。）は、補助対象者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) ふるさと納税返礼品の魅力を、返礼品登録サイト等を活用し情報発信する事業
- (2) ふるさと納税PRイベントに参加し、ふるさと納税返礼品のPRを実施する事業
- (3) ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業
- (4) 既存の商品を改良し、新たにふるさと納税返礼品とする事業
- (5) その他町長が適当と認める事業

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める補助対象事業の遂行に必要な経費とする。ただし、次に掲げる費用は、補助の対象としないものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税相当額
- (2) 本事業として適当とは認められない費用

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、500千円を上限とする。

2 前項の補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）

- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 見積書等補助対象経費の内訳が確認できる書類の写し
- (4) 同意書（様式第4号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 申請者は、同じ年度内において、前条に掲げる額を上限として、複数回申請をすることができる。

（補助金の交付決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）を申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 町長は、交付決定後、事情の変更が生じた場合、既に執行した部分を除き、交付決定の内容及び付した条件を変更することができる。
- 4 補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに事業に着手することとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 町長は、交付規則第8条又は第16条の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（事業内容の変更又は中止）

第11条 補助事業者は、やむを得ない理由により、第8条の規定により提出した書類の内容に変更（中止）が生じた場合は、速やかに若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金変更（中止）承認申請書（様式第7号）に、当該変更（中止）に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第8号）により補助事業者に通知をするものとする。

（軽微な変更の範囲）

第12条 交付規則第6条第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる事項とする。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額の20パーセント以内の変更である場合
- (2) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (3) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
(申請の取下げ)

第13条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に町長に書面をもって申し出なければならない。

(契約等)

第14条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、町長に届け出なければならない。

(補助金の概算払)

第15条 町長は、補助金の交付決定額の5割を超えない範囲で概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の概算払により補助金の請求をしようとするときは、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金概算払請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の実績報告)

第16条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は補助金等の交付の決定をした年度の3月31日のいずれか早い日までに若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書(様式第11号)
- (2) 補助対象費用の支払を証する書類の写し

- (3) 補助金の交付の対象となった事業により開発したふるさと納税返礼品。ただし、当該返礼品の提出が困難であるときは、返礼品の写真をもって代えることができる。
- (4) 業務委託を行った場合は、その契約に記載する成果品（パンフレット印刷物、パッケージデザインなど）
- (5) イベント参加（商談会含む。）によりPRを行った場合は、その会場の様子が分かる写真
- (6) その他町長が必要と認める書類
(額の確定)

第17条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金確定通知書（様式第12号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の精算）

第18条 第15条第2項の規定により概算払の請求をした補助事業者は、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金概算払精算報告書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第19条 第17条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の請求をしようとするときは、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金交付請求書（様式第14号）により町長に請求しなければならない。

（補助金の支払）

第20条 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、請求書に記載された金融機関の口座に振り込む方法によって、補助事業者へ補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第21条 町長は、第10条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は、第11条の規定により補助対象事業の変更若しくは中止を承認した場合において、当該取消し又は変更若しくは中止に係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、補助事業者へ補助金の返還を命ずるものとする。

（補助事業の経理、帳簿等の整備・保管）

第22条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了日の属する年度の終了後、翌年度から起算して5年間、町長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(財産の管理等)

第23条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 町長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を町に納付させることができる。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表

若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金 補助対象経費一覧

| 区 分 | 内 容 |
|---------|-------------------------------------|
| 報償費・謝礼 | 外部の専門家から指導を受けた場合の謝礼金 等 |
| 旅費・交通費 | 外部の専門家に支払う旅費、商談会やマーケティング活動に必要な旅費 等 |
| 消耗品費 | 商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な少額の物品の購入費 等 |
| 印刷製本費 | パッケージ、包装紙、シール、販促用チラシ等の印刷費 等 |
| 通信運搬費 | 原材料、資材、試作品等の送付に係る送料、パンフレットの郵送料(切手代) |
| 手数料 | 各種許認可の取得費、成分分析、検査費用 等 |
| 委託料 | 調査研究、パッケージデザイン等委託料、試作品等の外注加工費 等 |
| 使用料・賃借料 | システム使用料、機器リース料 等 |
| 原材料費 | 新商品開発のための試作に使用する原材料費 等 |
| 工事請負費 | ふるさと納税の新商品開発及び販路拡大に資する設備工事 等 |
| 備品購入費 | 新商品開発及び販路拡大に必要と認められる備品の購入に要する経費 等 |
| その他 | 町長が必要と認める費用 |

※消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費に含まれない。

※上記内容は、主な事例であること。

年 月 日

若狭町長 様

申請者

住 所（所在地）

事業者名

代表者職氏名

若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金交付申請書兼誓約書

年度若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金の交付を受けたいので、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添え、次のとおり申請します。

なお、私は、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金の交付の申請に当たり、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金交付要綱第3条に定める補助対象者の要件を満たしていること及び本事業を活用して開発した商品は若狭町ふるさと納税の返礼品として登録することを誓約します。

また、町長が当該要綱の規定に違反すると認めた場合は、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金の交付の決定の取消しに同意するとともに、既に交付を受けた若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金を返還することを誓約します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 補助事業の目的及び内容 （別紙「事業実施計画書」のとおり）
- 4 添付書類
 - (1) 事業実施計画書（様式第2号）
 - (2) 事業収支計画書（様式第3号）
 - (3) 見積書等補助対象経費の内訳が確認できる書類の写し
 - (4) 同意書（様式第4号）
 - (5) その他参考となる資料

様式第2号（第8条関係）

若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金 事業実施計画書

1 申請事業者の概要

(1) 申請者

| | | | |
|------|--------|-------|-----|
| 事業者名 | | 所在地 | |
| 代表者名 | | | |
| 担当者名 | | 部署・役職 | |
| 連絡先 | TEL | | FAX |
| | E-mail | | |

2 事業内容

| | | | | |
|-----------------------------------|---|------|--------|------|
| (1) 名称 | 実施する補助事業を的確に表現する名称を記載してください。 | | | |
| (2) 内容 | 補助事業の内容について、できるだけ詳細に記入してください。 | | | |
| | <p>①本補助金により開発又は販路開拓する商品の概要</p> <p>②本補助金により実施する①のための取組（PR方法）の内容</p> <p>③本補助金により開発された商品や販路開拓及びPRにより見込まれる効果 など</p> | | | |
| ※欄が不足する場合は、任意様式（別途添付）により作成してください。 | | | | |
| (3) 工程表 | 実施する補助事業の工程についての明細を記載してください。 | | | |
| 業 務 | 実 施 時 期 （見込みスケジュール） | | | |
| | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 実施する事業の完了予定年月 | | | 令和 | 年 月 |
| 開発した新商品等のふるさと納税返礼品の提供予定 | | | 令和 | 年 月 |

様式第3号（第8条関係）

若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金 事業収支予算書

1 収入の部

| 区 分 | 予 算 額 （円） | 説 明 |
|-------|-----------|-----|
| 町補助金 | | |
| 自己資金 | | |
| そ の 他 | | |
| 合 計 | | |

2 支出の部

| 区 分 | 予 算 額 （円） | 説 明 |
|-----|-----------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

※見積書等補助対象経費の内訳が確認できる書類の写しを添付してください。

様式第4号（第8条関係）

同 意 書

若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金の交付を申請するに当たり、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金交付要綱第3条に定める補助対象者の資格要件に該当するか否かの確認のため、納税状況等の必要な個人情報の確認を行うことに同意します。

年 月 日

若狭町長 様

住 所（所在地）

事業者名

代表者職氏名

第 号
年 月 日

様

若狭町長

若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金について、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付（不交付）を決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 決 定 内 容 交付（不交付）
- 3 補助金交付決定額 金 円

（不交付の場合はその理由）

第 号
年 月 日

様

若狭町長

若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金については、下記理由により全部（一部）を取り消すことに決定したので、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付取消額 金 円
- 2 取消しの理由

年 月 日

若狭町長 様

申請者

住 所（所在地）

事業者名

代表者職氏名

若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金については、下記のとおり変更（中止）したいので、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

1 補助金の交付申請額

変更前 金 円

変更後 金 円

2 変更（中止）の理由

3 添付書類

変更の内容が分かる書類

若産振第 号
年 月 日

様

若狭町長

若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金変更（中止）承認（不承認）通知書

年 月 日付け 第 号で変更（中止）承認申請のあった若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金については、下記のとおり承認（下記の理由により不承認と）したので、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定額

変更前 金 円

変更後 金 円

2 変更不承認の理由

年 月 日

若狭町長 様

住 所（所在地）

事業者名

代表者職氏名

若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

金 円 (B)

【 内 訳 】

- (A) 交付決定額 金 円
 (B) 概算払請求額 金 円 (A) × 50%以内
 (C) 残額 金 円 (A) - (B)

振込先

| | | | |
|-------|-------|------|--|
| 金融機関名 | | 支店名 | |
| 口座種別 | 普通・当座 | 口座番号 | |
| フリガナ | | | |
| 口座名義 | | | |

年 月 日

若狭町長 様

補助事業者

住 所（所在地）

事業者名

代表者職氏名

若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金の補助対象事業が完了したので、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金交付要綱第16条の規定により、関係書類を添え、次のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金等の交付決定額 円

3 補助事業の完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業収支決算書（様式第11号）
- (2) 補助対象費用の支払を証する書類の写し
- (3) 補助金の交付の対象となった事業により開発したふるさと納税返礼品
※当該返礼品の提出が困難であるときは、返礼品の写真をもって代えることができる。
- (4) 業務委託を行った場合は、その契約に記載する成果品
※パンフレット印刷物、パッケージデザインなど
- (5) イベント参加（商談会含む。）によりPRを行った場合は、その会場の様子が分かる写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

様式第11号（第16条関係）

若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金 事業収支決算書

1 収入の部

| 区 分 | 決 算 額 （円） | 説 明 |
|-------|-----------|-----|
| 町補助金 | | |
| 自己資金 | | |
| そ の 他 | | |
| 合 計 | | |

2 支出の部

| 区 分 | 決 算 額 （円） | 説 明 |
|-----|-----------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

※補助対象経費の内訳明細は別紙に記載してください。

年 第 号
月 日

様

若狭町長

若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金については、下記のとおり確定したので、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額（変更承認交付決定額）
金 円
- 2 補助金の交付確定額 金 円

年 月 日

若狭町長 様

補助事業者

住 所（所在地）

事業者名

代表者職氏名

若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金概算払精算報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金について、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり精算し報告します。

記

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 補助事業の名称 | | |
| 2 | 概算払額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金確定額 | 金 | 円 |
| 4 | 差額 | 金 | 円 |

年 月 日

若狭町長 様

補助事業者

住 所（所在地）

事業者名

代表者職氏名

若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金 円を交付されるよう、若狭町ふるさと納税返礼品魅力発信支援補助金交付要綱第19条の規定により請求します。

記

| 補助金交付確定額 | 既受領額 (概算払額) | 今回請求額 | 残 額 |
|----------|----------------|-------|-----|
| 円 | 円 | 円 | 円 |

振込先

| | | | |
|-------|-------|------|--|
| 金融機関名 | | 支店名 | |
| 口座種別 | 普通・当座 | 口座番号 | |
| フリガナ | | | |
| 口座名義 | | | |